

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(略)</p> <p>(育児休業の期間等)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 契約職員及び非常勤職員の育児休業は、子が 1 歳 6 箇月に達する日 (子の出生の日から 57 日間以内の育児休業の申出にあっては子の出生の日から 57 日間の期間の末日から 6 月を経過する日、第 5 項の申出にあっては子が 2 歳に達する日) までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合に原則として、子が 1 歳に達するまでを限度として申出のあった期間とする。<u>ただし、当該子について、既に 2 回の育児休業 (当該子の出生の日から 57 日間以内に、契約職員及び非常勤職員 (当該期間内に労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 65 条第 2 項の規定により勤務しなかった契約職員及び非常勤職員を除く。)) が、当該子についてした育児休業のうち最初のもの及び 2 回目のもを除く。)) をしたことがあるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(育児休業の期間等)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 契約職員及び非常勤職員の育児休業は、子が 1 歳 6 箇月に達する日 (子の出生の日から 57 日間以内の育児休業の申出にあっては子の出生の日から 57 日間の期間の末日から 6 月を経過する日、第 5 項の申出にあっては子が 2 歳に達する日) までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合に原則として、子が 1 歳に達するまでを限度として申出のあった期間とする。</p>	<p>・育児・介護休業法に沿った育休の取得ができることを明確化するための改正</p>
<p>3～6 略</p> <p>(略)</p> <p>(育児休業の期間の延長)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第 1 項の規定は、育児休業の期間の延長について準用する。</p>	<p>3～6 略</p> <p>(略)</p> <p>(育児休業の期間の延長)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第 1 項及び第 6 項の規定は、育児休業の期間の延長について準用する。</p>	<p>・参照誤りの修正</p>
<p>(略)</p> <p>(育児短時間勤務の承認)</p> <p>第 19 条 第 3 条に掲げる職員 (次項に掲げる職員を除く。以下本章において「職員」という。) は、理事長の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子とその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること (以下「育児短時間勤務」という。) ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しないときは、理事長が定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日を週休日 (就業規則第 45 条第 1 項に規定する週休日をいう。以下この項において同じ。) とし、週休日以外の日にお</p>	<p>(略)</p> <p>(育児短時間勤務の承認)</p> <p>第 19 条 第 3 条に掲げる職員 (次項に掲げる職員を除く。以下本章において「職員」という。) は、理事長の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子とその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること (以下「育児短時間勤務」という。) ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しないときは、理事長が定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日を週休日 (就業規則第 45 条第 1 項に規定する週休日をいう。以下この項において同じ。) とし、週休日以外の日にお</p>	<p>・参照誤りの修正</p>

新	旧	改正理由等
<p>いて1日につき当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に10分の1を乗じて得た時間に端数処理（5分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項及び<u>第27条</u>において同じ。）を行って得た時間勤務すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(略)</p> <p>(育児を行う職員の時間外勤務の制限)</p> <p>第42条 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子<u>(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の子及び民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として理事長が別に定める者を含む。以下同じ)</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間を超える勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>2～12 略</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>いて1日につき当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に10分の1を乗じて得た時間に端数処理（5分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項及び<u>第26条</u>において同じ。）を行って得た時間勤務すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(略)</p> <p>(育児を行う職員の時間外勤務の制限)</p> <p>第42条 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間を超える勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>2～12 略</p>	<p>・事実婚を対象とする制度の拡大に係る改正</p>